資料 1-1

東日本大震災水道施設被害状況調査の概要

１　断水状況

国が報道発表する断水戸数等の被害状況報告は、都道府県からの報告を集計して取りまとめたものであるが、甚大な被害を受けた地域は、現場での混乱などからその報告もままならず、不明のまま、今日まで至っている自治体が少なくない状況であった。このため今回の調査では、厚生労働省に報告のあった被害状況を精査し、特に不明の報告があった自治体について可能な限り追跡調査を実施した。その結果、東日本大震災による全国の総断水戸数は、19 都道県、264 水道事業者で約 257 万戸であったことが判明した。なお、岩手県、宮城県、福島県の 3 県は、津波被害や土砂災害により家屋等が流出し、約 4.5 万戸が依然、復旧困難な状況にある。（ただし、福島県浪江町、葛尾村、川俣町、川内村及び双葉地方広域水道企業団は、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故の影響により、調査ができないため、対象から除外している。）

表－１　都道府県別断水戸数

都道府県	断水発生事業体の行政区域内戸数	総断水戸数（最大断水戸数）	復旧戸数	復旧困難戸数	断水率（%）	断水発生事業体数
1　北海道	6,100	40	40	—	0.7	1
2　青森県	295,700	3,988	3,988	—	1.3	13
3　岩手県	485,000	195,640	174,479	21,161	40.3	30
4　宮城県	906,100	643,441	622,124	21,317	71.0	34
5　秋田県	345,700	58,515	58,515	—	16.9	17
6　山形県	265,700	9,866	9,866	—	3.7	21
7　福島県	654,800	420,606	417,878	2,728	64.2	35
8　茨城県	995,200	801,018	801,018	—	80.5	38
9　栃木県	257,700	54,861	54,861	—	21.3	12
10　群馬県	379,800	2,530	2,530	—	0.7	11
11　埼玉県	149,100	42,309	42,309	—	28.4	7
12　千葉県	2,141,000	300,778	300,778	—	14.0	16
13　東京都	6,105,600	21,000	21,000	—	0.3	1
14　神奈川県	3,644,500	2,794	2,794	—	0.1	6
15　新潟県	130,000	2,852	2,852	—	2.2	4
19　山梨県	68,300	4,320	4,320	—	6.3	5
20　長野県	56,400	1,488	1,488	—	2.6	7
21　岐阜県	64,300	325	325	—	0.5	2
22　静岡県	364,900	839	839	—	0.2	4
計	17,315,900	2,567,210	2,522,004	45,206	14.8	264

表－1 は、都道府県別の断水戸数であるが、津波や地震動による被害が著しいとされる岩手県、宮城県、福島県の他、液状化による被害が甚大であった茨城県、千葉県がそれぞれ 30 万戸を越え、突出した被害状況であったことがわかる。なお、断水率がもっとも高かったのは、茨城県の 80.5%であった。また、図－1 は、各水道事業者の行政区域内人口に対する総断水戸数の割合を最大断水率として試算した結果である。最大断水率が 75%を超える水道事業者は、主に沿岸部を中心に 81 事業者あり（岩手県 9、宮城県 25、福島県 12、茨城県 25、千葉県 4 など）、被災した 264 水道事業者の約 31%を占めている。

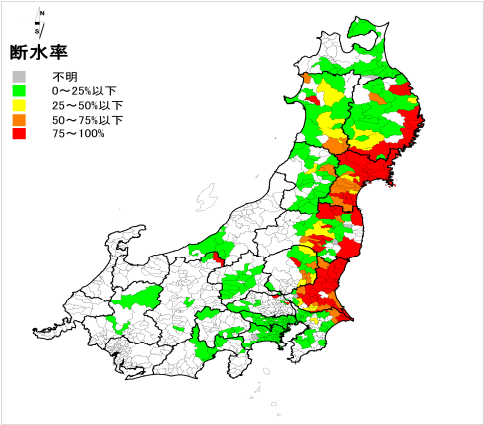

図－1　最大断水率の分布

図－2 は、断水戸数、復旧戸数の時間的推移を示したものであるが、3 月 11 日以降も、4 月 7 日、4 月 11 日、4 月 12 日と強い余震が発生しており、本震で断水被害のなかった水道事業体で新たな断水が発生（4 月 7 日の新規断水 0.7 万戸、4 月 11 日の新規断水 30 戸）するとともに、本震での断水が解消したところに再度の断水（4 月 7 日の再断水 24.3 万戸、4 月 11 日の再断水 12.5 万戸、4 月 12 日の再断水 1.2 万戸）が生じた。

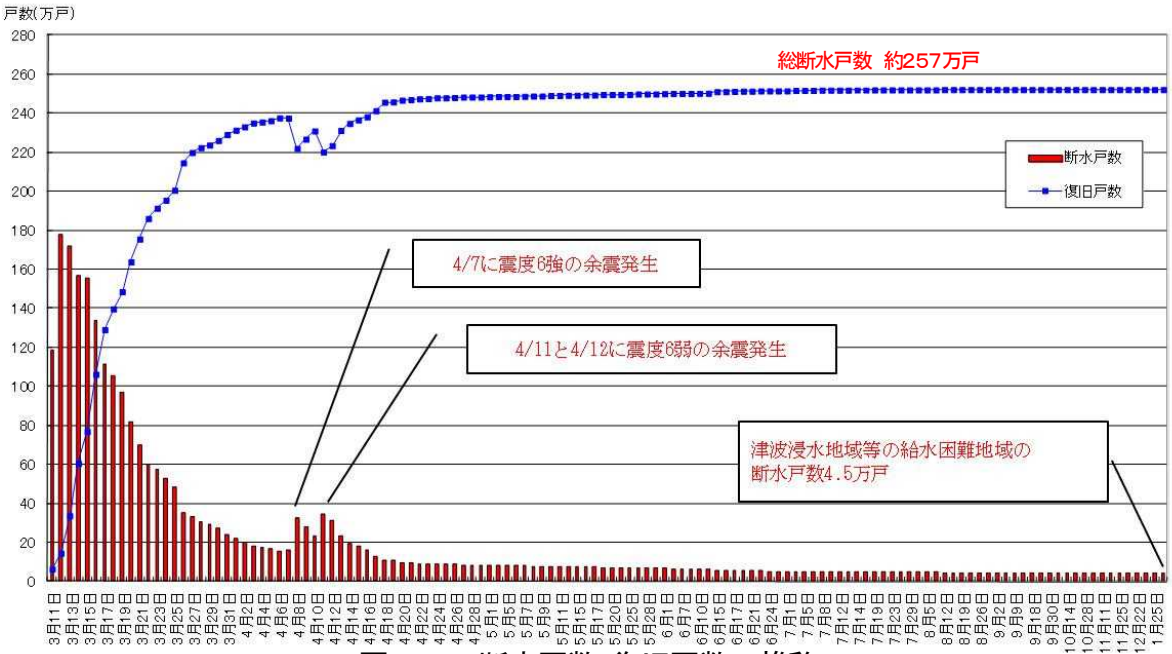

図－２　　断水戸数･復旧戸数の推移

特に福島県いわき市では、3 月 11 日の本震による被害から、あと少しで全戸復旧の状況であったにも関わらず、この余震によって、全戸再断水となった。表－２は、余震による県別の新規断水、再断水の戸数を整理した表である。

表－２ 余震による新規断水、再断水の戸数（合計）

（戸）

都道府県	3月11日（本震）	4月7日（余震）		4月11日（余震）		総断水戸数	累計断水戸数
	新規断水	新規断水	再断水	新規断水	再断水		
1 北海道	40					40	40
2 青森県	3,988		1,026			3,988	5,014
3 岩手県	194,540	1,100	42,950			195,640	238,590
4 宮城県	643,091	20	180,701	330	11,536	643,441	835,678
5 秋田県	52,993	5,522	14,662			58,515	73,177
6 山形県	9,682	184	3,590			9,866	13,456
7 福島県	420,556	20		30	124,600	420,606	545,206
8 茨城県	801,018				300	801,018	801,318
9 栃木県	54,861					54,861	54,861
10 群馬県	2,530					2,530	2,530
11 埼玉県	42,309					42,309	42,309
12 千葉県	300,778					300,778	300,778
13 東京都	21,000					21,000	21,000
14 神奈川県	2,794					2,794	2,794
15 新潟県	2,852					2,852	2,852
19 山梨県	4,320					4,320	4,320
20 長野県	1,488					1,488	1,488
21 岐阜県	325					325	325
22 静岡県	839					839	839
計	2,560,004	6,846	242,929	360	136,436	2,567,210	2,946,575

*1 新規断水：それまでの本震等で断水がなかった事業者において当該余震により初めて生じた断水
*2 再断水：それまでの本震で断水が生じていた事業者において一度復旧した後、当該余震により、再度生じた断水
再断水戸数＝余震発生日の断水戸数－余震発生日前日の断水戸数により算出

また、今回の大地震では、地震発生後に広域かつ長時間にわたる大規模な停電が発生し、本震直後には、東北地方から関東地方までの最大 203 水道事業者、4 月 7 日の余震では、最大 83 水道事業者が停電した。停電した水道事業者を対象にアンケート調査を実施したところ、233 水道事業者が 840 箇所の浄水場に自家発電設備を設置していた。今回の震災では、そのうち 528 箇所の浄水場で自家発電設備を使用する必要があったが、稼働したのは 479 箇所のみであった。稼働できなかった理由には、津波による浸水、地震による破損の他に震災前から老朽化や故障による使用不可などがあった。なお、自家発電設備の燃料調達状況は、回答した 157 水道事業者の約 73%が 1 日未満であった。こうした状況を踏まえ、停電に伴う水道事業者の断水状況について資料等を精査した結果、総断水戸数約 257 万戸のうち約 30%にあたる約 76 万戸が停電を起因とする断水であったと推定した。

２　応急給水・応急復旧の支援状況

本震発生直後から、東北地方、関東地方、中部地方の広域的な地域で、被災した水道事業者に対し、全国各地の水道事業者や水道工事業者から迅速かつ機動的な応急給水・応急復旧等様々な支援活動が行われた。平成 23 年度は、全国 552 の水道事業者から、応急給水活動として給水車約 14,000 台・日、作業員延べ約 40,000 人・日、応急復旧活動として作業員延べ約 6,000 人・日が被災地において活動を実施した。また、水道工事業者も約

52,000 人・日が被災地に派遣され、応急給水・応急復旧の支援活動を実施した（日水協調べ）。なお、被災水道事業者や被災自治体の復興支援に必要な人的支援として、延べ約 12,000 人・日の職員が現地に派遣された。こうした支援状況を都道府県別に整理したものが表－３である。派遣先である 93 水道事業者のうち、東北地方（岩手県、宮城県、山形県、福島県）54、関東地方（茨城県、栃木県、千葉県、東京都）33、中部地方（新潟県、石川県、長野県、静岡県）6 と主に沿岸部を中心に活動が行われている。なお、支援活動のうち、給水車の 94%、応急給水人員の 95%、応急復旧人員の 87%、職員派遣の約 96%とその大半が東北地方を占めていた。

表－３ 各地の支援状況

地方支部名	都道府県名	被災事業体名(派遣先)	応急給水		応急復旧	人的支援
			給水車（台・日）	支援人員（人・日）	支援人員（人・日）	支援人員（人・日）
東北	岩手県	岩手県	19	38		1,042
		岩手県盛岡市	100	464	148	
		岩手県山田町	107	318		371
		岩手県宮古市	229	883		
		岩手県大船渡市	840	3,273	122	284
		岩手県釜石市	92	297	35	34
		岩手県久慈市	55	80		
		岩手県陸前高田市	2,336	9,380	1,005	1,087
		岩手県大槌町	565	2,266		374
		岩手県遠野市				8
		岩手県野田村	5	10		
		岩手県田野畑村	2	4		
		計 12 事業体	4,350	17,013	1,310	3,200
	宮城県	宮城県				669
		宮城県塩竈市	77	283		14
		宮城県仙台市	1,045	3,817	302	657
		宮城県村田町	70	269		
		宮城県気仙沼市	110	232		19
		宮城県角田市	79	229		
		宮城県多賀城市	284	399		75
		宮城県女川町				160
		宮城県松島町	89	281		
		宮城県涌谷町	18	72		
		宮城県岩沼市	63	163	9	9
		宮城県名取市	178	408	114	7
		宮城県七ヶ浜町	74	229		124
		宮城県大和町				20
		宮城県富谷町	24	73		
		宮城県山元町	218	951		69
		宮城県川崎町	27	102		
		宮城県利府町	103	402		
		宮城県石巻地方広域水道企業団	2,130	6,383	2,862	750
		宮城県色麻町	12	48		
		宮城県登米市	37	112		16
		宮城県栗原市	72	213		
		宮城県南三陸町	1,184	2,451		368
		宮城県美里町	19	89		
		宮城県大崎市	120	367		
		宮城県企業局	4	16	147	1,535
		計 26 事業体	6,037	17,589	3,434	4,492
	山形県	山形県酒田市	2	0		
		山形県尾花沢市大石田町環境組	3	6		
		山形県企業局	3	2		
		計 3 事業体	8	8	0	0
	福島県	福島県				560
		福島県郡山市	305	599	14	
		福島県いわき市	647	2,219	759	100
		福島県福島市	12	24	2	30
		福島県二本松市	20	50		
		福島県白河市	8	23		
		福島県国見町	41	35		105
		福島県浪江町				8
		福島県矢吹町				173
		福島県鏡石町	28	50		
		相馬地方広域水道企業団	1,731	1		
		双葉地方水道企業団				2,290
		福島地方水道用水供給企業団			3	
		計 13 事業体	2,792	3,001	778	3,266
	東北 計	54 事業体	13,187	37,611	5,522	10,958

地方支部名	都道府県名	被災事業体名(派遣先)	応急給水		応急復旧	人的支援
			給水車（台・日）	支援人員（人・日）	支援人員（人・日）	支援人員（人・日）
関東	茨城県	茨城県水戸市	19	74		
		茨城県日立市	22	37	52	
		茨城県北茨城市	43	2	10	
		茨城県ひたちなか市	49	27		75
		茨城県潮来市	21	21		
		茨城県南水道企業団	8	24		
		茨城県大洗町	1	3		
		茨城県高萩市	20	15		220
		茨城県鹿嶋市	0	2		
		茨城県つくば市	2	0		
		茨城県東海村				31
		茨城県利根町	24	66		
		茨城県河内町	22	76		
		茨城県茨城町	16	100		
		茨城県神栖市	108	90		
		茨城県石岡市			16	
		茨城県稲敷市	8	26		
		茨城県つくばみらい市	1	0		
		茨城県常総市	3	2		
		茨城県行方市	22	87		
		茨城県企業局	8	31		
		計 21 事業体	397	683	78	326
	栃木県	栃木県那須烏山市	5	10		
		栃木県真岡市	1	4		
		栃木県矢板市	125	406		
		栃木県那須町	41	101		
		芳賀中部上水道企業団	1	4		
		計 5 事業体	173	525	0	0
	千葉県	千葉県水道局	80	294	223	
		千葉県香取市	42	175	476	91
		千葉県東庄町	3	6		
		千葉県旭市	13	0	12	
		八匠水道企業団	1	2		
		山武郡市広域水道企業団	1	2		
		計 6 事業体	140	479	711	91
	東京都	東京都水道局	1	7		
		計 1 事業体	1	7	0	0
	関東 計	33 事業体	711	1,694	789	417
中部	新潟県	新潟県十日町市	59	149		
		新潟県津南町	7	14		
		計 2 事業体	66	163	0	0
	石川県	石川県支部	22	44		
		計 1 事業体	22	44	0	0
	長野県	長野県野沢温泉村	1	2		
		長野県栄村	73	169		
		計 2 事業体	74	171	0	0
	静岡県	静岡県掛川市	15	30		
		計 1 事業体	15	30	0	0
	中部 計	6 事業体	177	408	0	0
派遣先 計			14,075	39,713	6,311	11,375

３　水道施設の被災状況

（１）拠点施設

今回の調査では、平成 23～24 年度に実施した災害査定の資料をもとに、拠点施設（水源、浄水場、ポンプ場、配水場等）の被害数を要因、施設、県別に集計した結果を表－４

に示す。なお、表中の被害率は、震度 5 強以上の水道事業体あたりの被害件数で示している。

平成 23～24 年度の災害査定資料における拠点施設の被害数は 822 件で、被害別にみると、地震動、地盤崩落、液状化による被害数は 695 箇所（84.5%）、残りの 127 箇所（15.5%）が津波による被害となっている。また、地震動、地盤崩落、液状化による被害 695 箇所のうち、最も被害数が多いのは設備で 256 箇所（36.8%）、次いで場内管路が 162 箇所（23.3%）、造成・外構が 107 箇所（15.4%）となっており、土木構造物 69 箇所（9.9%）、建築構造物 57 箇所（8.2%）を合わせた構造物本体の被害より、それ以外の付帯設備に多くの被害が生じている。

表－4　災害査定資料による拠点施設の要因、施設、県別被害数

県	事業者数（震度5強以上）	被害数（箇所）									被害率（箇所/事業者）	事業者給水人口（千人）
		地震動、地盤崩落、液状化							津波	計		
		土木構造物	建築構造物	設備	場内連絡管	造成・外構	その他*	小計	特例査定分は（）で内書き			
岩手県	21	2	1	3	1	2	4	13	50 (9)	63	3.00	平均53（最小6～最大292）
宮城県	34	29	37	107	52	45	20	290	76 (27)	366	10.76	平均67（最小2～最大1,020）
福島県	41	17	7	53	48	28	7	160	1	161	3.93	平均45（最小0.3～最大343）
茨城県	43	14	10	71	36	21	6	158	0	158	3.67	平均68（最小9～最大270）
栃木県	24	3	2	5	10	8	1	29	0	29	1.21	平均78（最小16～最大506）
千葉県	24	4	0	5	10	3	1	23	0	23	0.96	平均91（最小7～最大3,508）
新潟県	3	0	0	12	4	0	3	19	0	19	6.33	平均82（最小10～最大203）
長野県	1	0	0	0	1	0	2	3	0	3	3.00	平均 2
計	191	69	57	256	162	107	44	695	127 (36)	822	4.30	

注）※資料：災害査定資料
＊：その他は水源施設における異常、付帯構造物の被害等上記の区分に分類できない被害である。

今回の震災で構造損壊が生じた施設は、旧耐震基準である 1979 年以前に設計された施設であった。これまで阪神・淡路大震災を含む大規模地震により、浄水場等の基幹施設が被災し、施設を停止した事例はなかったが、今回の震災では、液状化等により、浄水場の構造物や場内連絡管で甚大な被害が生じ、機能停止した事例が 5 件報告されている。すなわち、①宮城県女川町那須町鷲神浄水場（震度 5 弱、1955 年築造）、②栃木県旧黒田浄水場（震度 6 弱、1968 年築造）は、山間地と丘陵地の造成地に築造されており、造成地盤の崩落によって大規模な施設被害が生じた。また、③石巻地方広域水道企業団蛇田浄水場（震度 6 弱、1966 年築造）は、大規模な液状化による沈でん池での底板亀裂及び伸縮継手の破損による漏水、ポンプ吐出管の漏水・ポンプ芯のずれ、導水渠接続部の亀裂、場内連絡管の離脱等が発生し、浄水場の機能停止に陥った（写真－1 参照）。④茨城県企業局鰐川浄水場（震度 6 弱、1982 年築造）は、液状化による構造物周辺の沈下、共同溝の隆起・断裂等により、場内配管が寸断され復旧に長時間を要した。⑤千葉県神崎町神宿浄水場（震度 5 強、1982 年築造）では、大規模な液状化によって沈でん池にクラックが生じ、場内配管及び電気ケーブルが寸断して浄水場の機能が停止した（写真－2 参照）。

写真－1　蛇田浄水場配水池

写真－2　神宿浄水場混和池

一方で、津波による被害も、水源の塩水障害など深刻な状況であった。災害査定の資料では、十分な情報が得られなかったため、アンケート調査を実施して被害についての詳細な調査・分析を実施したところ、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県の 4 県 13 事業者で 34 箇所の塩水障害を確認している。このうち浅井戸での被害が 23 箇所あり、全体の約 67%を占める。今回発生した津波被害は、いずれも沿岸部と河川の下流域の遡上範囲内に、浅井戸が数多く設置されていたためと推測されている。表－5 は、浅井戸の塩水障害の状況を示したものであるが、状況が改善するのに 100 日以上を要した箇所や現在もなお供用停止している箇所があり、新たな水源の確保を検討している水道事業者もある。

表－5　浅井戸の塩水障害の状況

県	事業体	施設名	影響期間等
岩手県	田野畑村	明戸第１水源	30日間
		明戸第２水源	30日間
	宮古市	宮古第１取水場	14日間
		宮古第２取水場	14日間
		田老第２水源	14日間（施設被害なし）
	釜石市	小白浜ポンプ場	75日間
	陸前高田市	竹駒第１水源地	60日間
		竹駒第２水源地	60日間
		矢作水源地	60日間
		長部水源地	60日間
宮城県	気仙沼市	南明戸水源場	270日間
		新圃の沢ポンプ場	100日間
	南三陸町	助作浄水場	110日間
		助作第２浄水場	110日間
		伊里前浄水場	110日間
		戸倉浄水場	110日間
	石巻地方広域水道企業団	相川第１取水場	供用停止中
		相川第２取水場	30日間
		大浜浄水場	供用停止中
		大浜第１取水場	供用停止中
		大浜第２取水場	供用停止中
		三本松取水場	供用停止中
		大原取水場	供用停止中

（2）管路

管路の被災状況とその要因については、災害査定資料（管路 14,587 件、水道橋・橋梁添架管が 331 件、海底送水管が 6 件、合計 14,924 件）から整理した。なお、管路の被災認

定を、津波や道路崩壊、液状化等の被害地域として面的に行っている場合があり、その場合は、被災箇所が特定できず、被災した部位や材料等の原因が判明しないことがある。今回の調査で、管路・付属設備の被害箇所が把握できたのは 13,641 件であり、そのうち導送配水管の被害は管体部と付属設備部を合わせて 49.0%、給水管の被害は 51.0%と給水管の被害が多い結果となっている。

導送配水管の被害状況を整理したものを表－６に示すが、被害が多かったのはダクタイル鋳鉄管（耐震継手以外）や硬質塩化ビニル管（TS 継手）であった。両者は、国内での施工実績が多く、布設延長も長いためと考えられる。また、管体だけでなく仕切弁類、空気弁等、付属設備の被害も高い割合を占めていた。

表－６ 導送配水管被害箇所数

単位:箇所

	50	75	100	125-150	200-250	300-500	600-	口径不明	計	備考
ダクタイル鋳鉄管（耐震継手）					1				1	*1
ダクタイル鋳鉄管（耐震継手以外）		332	372	405	331	261	47		1,748	
鋳鉄管		52	62	97	51	39	3		304	
鋼管（区分不明）	67	61	33	56	25	32	37		311	*2
硬質塩化ビニル管（ＲＲロング継手）		8	2						10	*3
硬質塩化ビニル管（ＲＲ継手）	157	320	240	110	12	2			841	
硬質塩化ビニル管（ＴＳ継手）	861	436	327	115	5			7	1,751	
硬質塩化ビニル管（区分不明）	126	91	44	24	4			1	290	
石綿セメント管	27	121	85	85	28	6			352	
ポリエチレン管（融着継手）	1	2							3	*4
ポリエチレン管（冷間継手）	13	1							14	
異種管接合部、漏水修繕部	49	23	19	15	3				109	
管種不明	4	3	5	3	1		1		17	
設備部（空気弁、仕切弁等の付属設備）	93	206	156	111	54	78	66	169	933	
計	1,398	1,656	1,345	1,021	515	418	154	177	6,684	

注）※資料：災害査定資料　※硬質塩化ビニル管は、耐衝撃性のものの被害箇所数を含む。

*1 NS 継手管路の離脱被害（φ200 ㎜の１箇所(登米市)）は、現地にて施工不良が主因であると確認。

*2 鋼管の被害には、ねじ込み継手鋼管およびステンレス管とともに伸縮可とう管の離脱の被害を含み、また、腐食が誘因と考えられる被害を含む。
鋼管の溶接継手と考えられるφ250㎜以上の管路の被害箇所数は、φ250㎜～700㎜が 62 箇所、φ800㎜～は９箇所である。φ700㎜以下の鋼管は外面のみからの溶接となり、古い管は現在のような溶接方法（裏波溶接棒を使用した溶接）等を行っていなかったため、被害が多かったと考えられる。φ800㎜以上の被害は、伸縮可とう管からの漏水が４箇所、継手破損が５箇所であった。

*3 硬質塩化ビニル管(RR ロング継手)の被害（10 箇所）は、すべて液状化発生地域(鹿嶋市)で確認。

*4 ポリエチレン管(融着継手)の被害(3 箇所)のうち１箇所は、津波による被害と確認。

管路被害のうち、管種や継手別の被害率について検証を行ったが、まず過去の資料から、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等を示したものが図－３である。これによると最も被害率が高かったのは、阪神・淡路大震災の石綿セメント管であり、布設延長１㎞あたり約 2.5 件の被害であった。続いて、硬質塩化ビニル管（ＴＳ継手）が、阪神・淡路大震災で１㎞あたり約１件の被害、新潟県中越地震では、１㎞あたり約 0.7 件の被害であった。その他の鋳鉄管やダクタイル鋳鉄管等は、いずれも１㎞あたり、0.5 件を下回る被害であった。

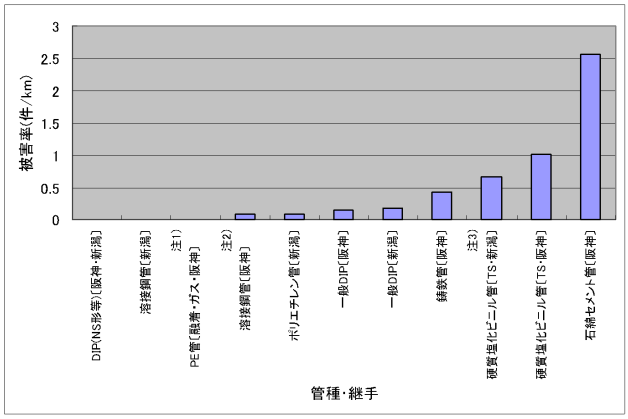

図３　管種・継手と被害率との関係（阪神・淡路大震災、新潟県中越地震）[1)、3)]
（阪神・淡路大震災は、神戸市等７市町の値）

注１）配水用ポリエチレン管は耐震性能を判断する被災事例が少ないため、ここでは参考にガス管の事例を記載した。また、ガス用のポリエチレン管は、水道配水用ポリエチレン管とは材質が異なる中密度のポリエチレン管であり、高密度である水道配水用ポリエチレン管に比べると伸びが大きい[4)]。また、ガス用としては、阪神・淡路大震災当時は低圧用(0.1MPa未満)として用いられており（2003 年以降でも 0.3MPa以下に限定）、一般的な水道用の内圧(0.75MPa)に比べるとかなり小さい。したがって、ガス用と水道配水用ポリエチレン管は材質、使用条件に差があることに注意を要する。

注２）溶接鋼管（阪神）のデータについては、溶接鋼管が地盤変状の大きい場所に設置された水管橋を中心に使用されていたため、結果として被害率が高くなっている。一般埋設部に布設された他の管種との比較には注意を要する。

注３）新潟中越地震の被害率は、小千谷市におけるデータである。

図－３　過去の地震による管種・継手型式別被害率

（引用:平成 18 年度管路耐震化に関する検討会報告書　平成 19 年３月厚生労働省）

図－４は、今回の解析可能なデータを震度別に分類した図である。全ての管種を通して、被害率が１kmあたり１件未満であり、最大でも鋼管（ステンレス管を含む）が震度７で１kmあたり 0.55 件の被害であったことなどから、過去の大地震に比べ、管路被害は比較的小さいものであったと推測できる。

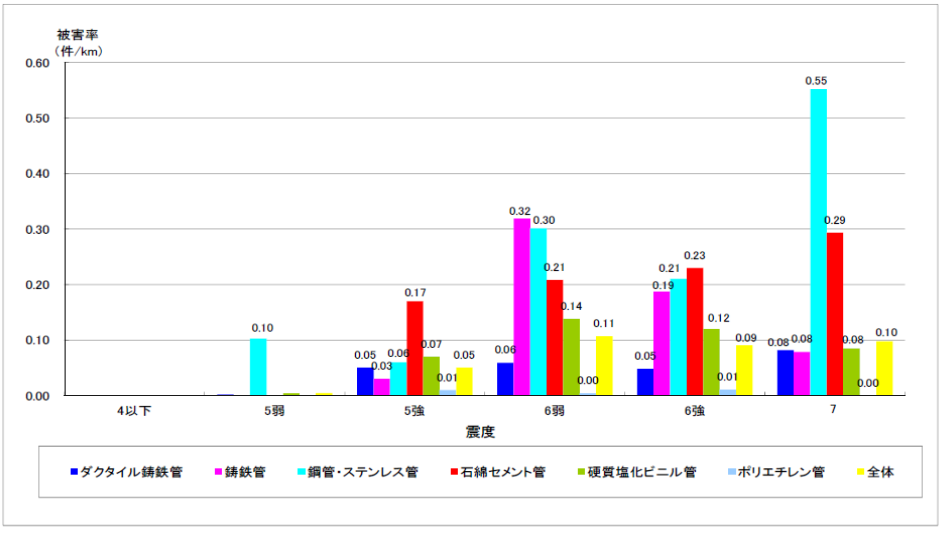

注）※資料：災害査定資料、平成 21 年度の水道統計および簡易水道事業年報
※各管種とも平成 21 年度の水道統計および簡易水道事業年報より全ての継手形式を合計した延長である。
※震度７は栗原市のみ。
※ステンレス管は鋼管に含む。

図－４　震度別の管種別被害率（災害査定資料による）

今回の震災では、耐震性が低いとされる石綿管や鋳鉄管の被害も高く、改めて、耐震性を有する管路への更新を急ぐ必要性が確認された。また、地盤の液状化が発生した地域では、管路に重大な被害が生じており、埋立地や河川の近傍など液状化が発生すると想定される地域での管路は、耐震性の高い管路への更新、構造物取合部等において、所要の変位量・伸縮量を確保できる伸縮可とう管を設置するなどの対策が必要である。

４　災害査定の実施状況

平成23年度から実施している通常査定及び特例査定の合計金額約1,340億円について、平成26年２月末現在の県別、施設別の内訳については、表－７のとおりである。

表－7　平成 23～25 年度　災害査定実施状況（東日本大震災関係）

	事業体数	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設	調査関係	計
岩手県	29	685,822	624	338,097	934,641	819,336	18,686,025	2,634,165	432,110	24,530,820
宮城県	47	1,282,387	11,088	1,261,885	11,822,585	6,197,015	55,764,899	5,889,147	585,480	82,814,485
福島県	37	85,356	30,202	55,301	315,953	157,302	13,484,114	667,536	492,309	15,288,075
茨城県	30	189,298	6,395	203,521	1,490,138	585,648	2,303,297	242,478	15,170	5,035,946
栃木県	13	－	28,136	－	184,449	16,320	402,135	－	－	631,039
埼玉県	1	－	－	－	－	－	15,889	7,475	－	23,364
千葉県	11	33,316	－	380,444	963,697	8,099	2,398,200	119,665	－	3,903,420
新潟県	8	－	－	1,664	49,196	1,075	67,933	2,858	－	122,727
長野県	4	72,610	－	1,934	4,274	－	111,829	－	3,626	194,273
小計	180	2,348,789	76,445	2,242,846	15,764,933	7,784,795	93,234,321	9,563,324	1,528,695	132,544,149
水資源機構(22)		1,355,597								1,355,597
合　計(202)										133,899,746

東日本大震災被災地における職員派遣支援の要請状況(平成 26 年度)

【要請事業体：50 音順に記載】

●石巻地方広域水道企業団

土木職４名：災害復旧工事他の設計・積算、施工・監理業務。給水水質の苦情や，出水不良等の対応。築造工事に係る仕様書・施工図等の照査・確認、工事現場の工程・品質・安全管理、検査・立会いなど。

電気機械職１名：災害復旧工事他の設計・積算、施工・監理業務など。

●大槌町水道事業所

事務職１名：災害復旧補助事業業務、起債などの業務。

土木職１名：配水管工事等の監督業務など。

●気仙沼市ガス水道部

事務職２名：災害復旧補助事業申請業務・漏水発生時の対応業務など。

土木職４名：災害復旧工事他の設計・積算・発注・監督業務、漏水発生時の対応業務、給水装置工事申込審査及び現地立会業務など。

●浪江町復旧事業課

土木職２名：災害査定業務。災害復旧工事他の設計・積算・発注・監督業務など。

●宮古市上下水道部

土木職３名：災害復旧工事他の設計・積算・発注・監督業務など。

【共通事項】

※ 派遣希望期間は平成 26 年４月１日から１年間です。(ご希望があればお問い合わせ下さい。)

※ 派遣に要した費用は、基本的に応援を受けた事業体によって負担されます。

※ 派遣者が上記の全職務に対応できる必要はありません。(詳細はお問い合わせ下さい。)

※ 一定期間ごとに、派遣元への帰任報告が可能です。(業務状況によります。)

※ 水道事業体の出資する水道サービス公社等からの派遣も可能です。

【派遣に向けた調整方法】

※ 職員派遣のご検討に前向きな考えを持たれた際は、下記の日本水道協会担当にご連絡下さい。

※ ご連絡を頂きました後は、特定事業体への支援職員の集中を回避するために、本協会がいずれかの被災水道事業体を指定させて頂きます。但し、浪江町は放射線量を管理しての業務となるため、派遣側水道事業体が同町への派遣を希望した場合にのみ指定します。

※ 派遣条件等は、基本事項を本協会経由で調整した後に、被災事業体と直接にご相談頂きます。

担当：(公社)日本水道協会　総務部総務課　大貫・関根
TEL 03-3264-2281　FAX 03-3262-2244
E-mail ： soumu@jwwa.or.jp